

第1章 都市計画マスタープランの基本的事項

1-1 計画の背景と目的

本市は、昭和33年の市制施行、昭和46年の江部乙町との合併を経て、中空知地域の産業・文化の振興等に大きな役割を担いながら発展を続けてきました。

都市づくりにおいては、昭和33年に最初の用途地域^{※1}が定められ、昭和43年に都市計画法が施行されてから、人口増加に伴い市街地の拡大、充実を図ってきました。平成4年の都市計画法改正後、平成13年度に都市づくりの基本的な方針として「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、市民とともに都市づくりを進めてきました。

しかし、人口減少、少子高齢化の進行により、本市においてもこれまでのような「開発・発展のまちづくり」から人口減少社会に備えた「コンパクトなまちづくり」に転換を図るべく、平成22年度に「滝川市都市計画マスタープラン」を改定（平成30年度一部改訂）しました。

また、令和4年度には、持続可能で効率的な都市づくりを進めるため、都市計画マスタープランの一部となる「滝川市立地適正化計画」を策定する中で、将来を見据えた都市全体の構想や都市機能の立地方針などを定めてきました。

このような本市を取り巻く現状と今後の展望を踏まえ、都市づくりの将来像と基本方針を具体的に定め、人口減少社会に対応した都市づくりの指針を示すため、滝川市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を改定します。

^{※1}用途地域：都市計画法の地域地区のひとつで、土地利用の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。

1-2 計画の役割

本計画は、おおむね20年後を目標とした「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画においては、以下の役割があります。（都市計画法第18条の2）

（1）都市の将来像を明示します。

多様化する住民のニーズを踏まえてまちづくり^{※1}の基本的考え方と理念を設定し、**市民、事業者、行政が共有**することで都市づくり^{※1}を進めます。

（2）都市計画の決定・変更の指針となります。

道路、公園、下水道など**個別の都市計画が決定・変更されるべき方向を示す指針**としての役割を持ちます。

（3）都市の将来像と個別の都市計画の整合性を確保します。

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設の配置、市街地開発事業^{※2}などの**個別の都市計画について、相互に整合性を図ります**。

（4）住民の都市づくりの指針となります。

市街地再開発事業^{※3}、地区計画^{※4}など具体の都市づくりを進める際、**地域住民のニーズに対応した都市づくりの指針**となります。

※1本計画では、都市において建物やインフラ整備など、主にハード面を形成することを「都市づくり」、まちの魅力を高めるためのイベントやコミュニティ活動など、ハード面に加えソフト面の取組も行うことを「まちづくり」として区別して記載している。

※2**市街地開発事業**：土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業があり、その種類、名称、施行区域等を都市計画に定めることとなっている。

※3**市街地再開発事業**：土地利用上又は防災上の問題を抱えた市街地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、建物の不燃化・高度化・共同化、街路、公園等の公共施設やオープンスペースなどの確保により、快適で安全な都市環境を再生する事業

※4**地区計画**：ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するもの

1-3 計画の位置付け

本計画は、本市の建設に関する基本構想（滝川市総合計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、国・北海道の都市づくりに関連する方針などの上位計画に基づき、本市の他分野の関連計画と整合を図ります。

なお、本計画の内容のうち、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の方針等については、本計画の一部である「滝川市立地適正化計画」において具体的に定めるものとします。

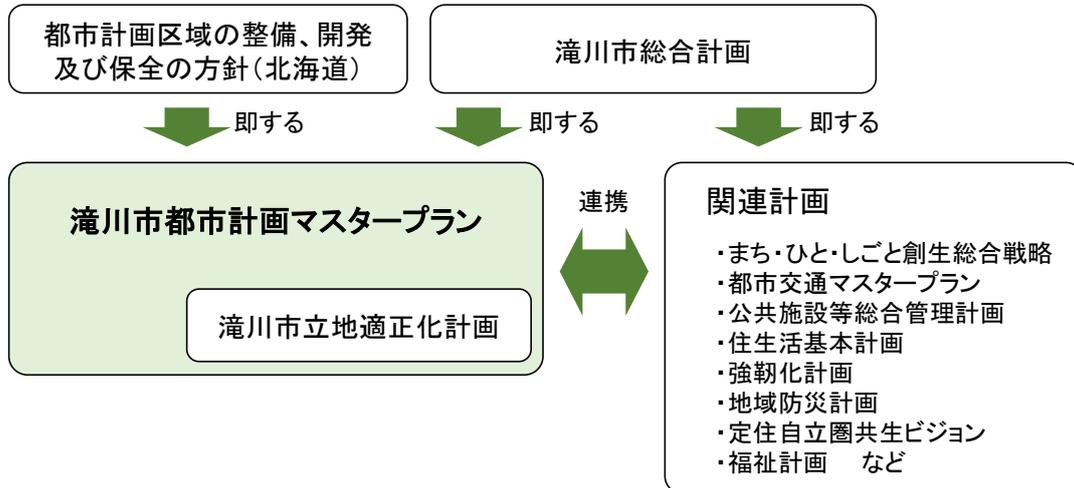


図 本計画の位置付け

1-4 対象区域

本計画の対象区域は、基本的に以下の図に示す滝川都市計画区域^{※1}（滝川市分）とします。

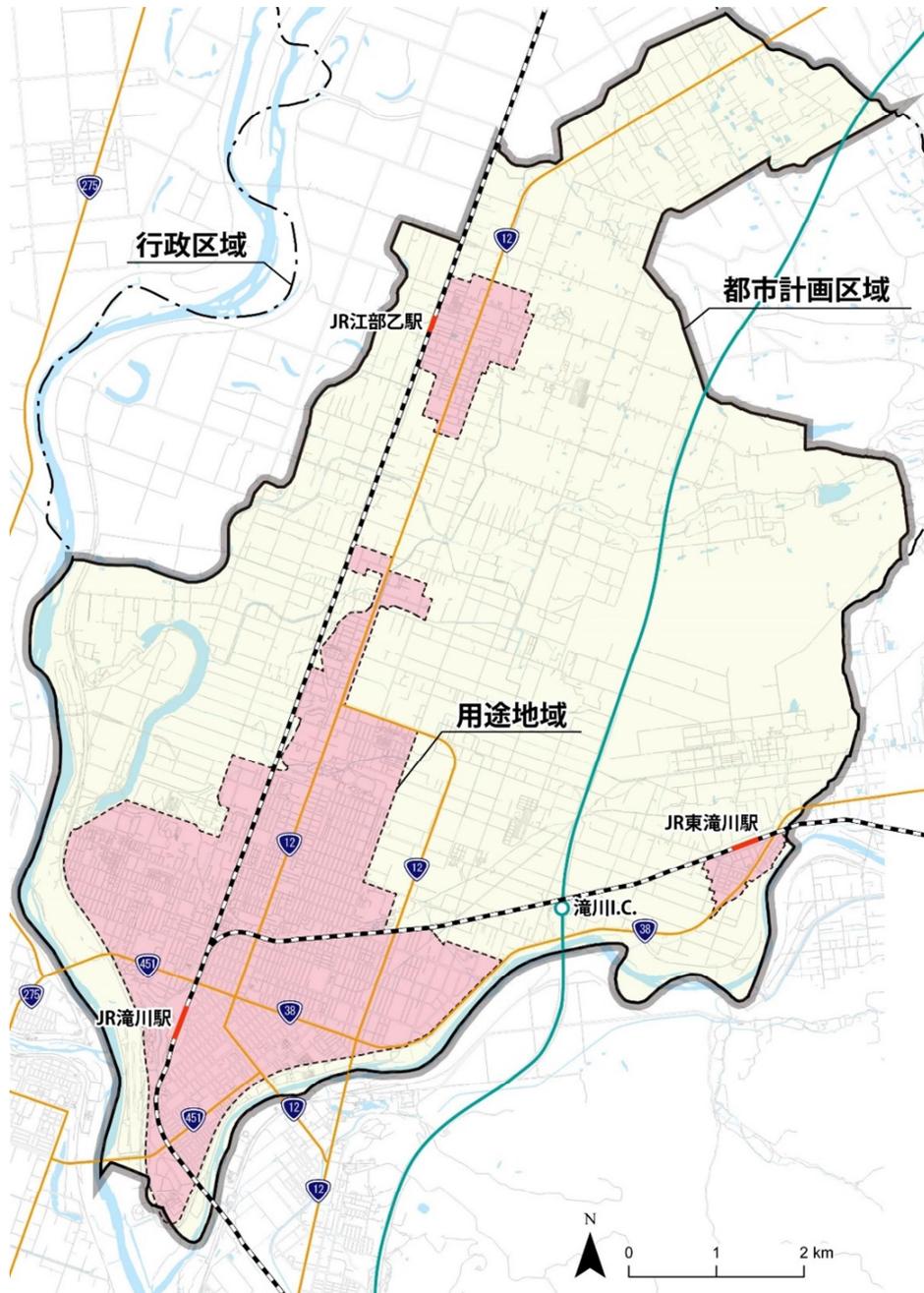


図 計画対象区域

※1 都市計画区域：自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。都市計画法に基づき都道府県が指定する。本市と新十津川町の行政区域の一部が「滝川都市計画区域」として指定されている。

1-5 計画期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和24年度[※]までとします。ただし、社会経済状況の大きな変動や上位・関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、10年後となる令和16年度を目途に、必要に応じて施策の見直しを行います。

なお、社会経済状況の変化を踏まえ、個別事業等については適宜適切に見直しを行います。

※滝川市立地適正化計画の計画期間：令和5年度から令和24年度まで

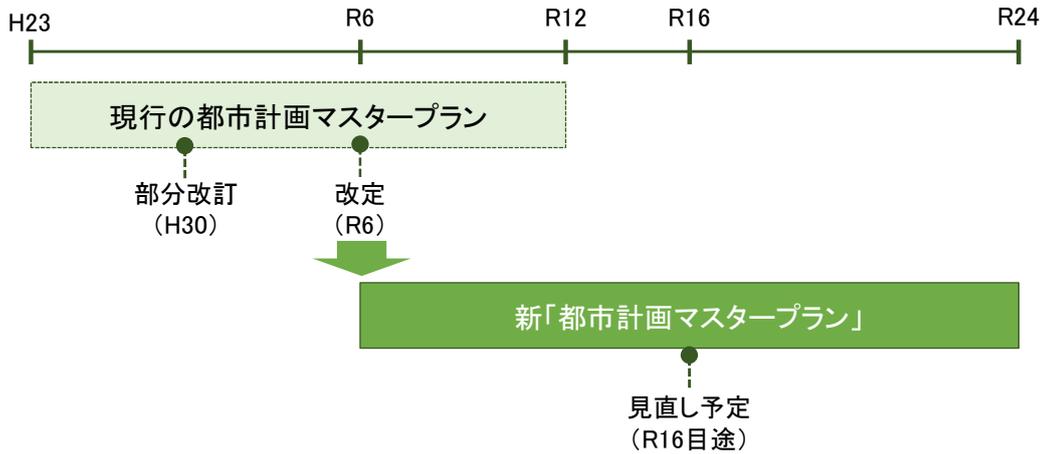


図 計画期間